次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意 契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和元年7月8日

#### G20観光大臣会合実行委員会会長 鈴木 直道

- 1 公募型プロポーザル方式に付す事項
- (1) 委託業務名 まるしえ20企画運営事業委託業務
- (2) 委託業務の目的

G20観光大臣会合の開催にあわせ、北海道の食を紹介するフェアを実施し、G20観光大臣会合に係る開催の周知及び各国、地域関係者等の受入れに対する道民の意識を醸成するとともに、後志管内をはじめとする北海道の食の魅力をPRする。

- (3) 業務の内容
  - ア 実施形態 委託による(プロポーザル方式)
  - イ 委託内容
  - ①道内各地の飲食・物販ブースの出店・運営
  - ②実績報告書の作成
- (4) 契約期間

契約締結日から令和元年11月29日まで

- 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単体法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。 ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む)を有する法人、 又は特定非営利法人促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。 ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法 人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在 し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでない こと。
  - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への 参加が排除されていないこと。
  - エ 北海道が定める競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け

局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う 競争入札への参加を排除されていないこと。
- カー次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
  - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)
  - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない場合は除 く。)
  - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- 3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織
- (1)名 称 G20観光大臣会合実行委員会事務局
- (2)所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部国際局国際課内
- (3)連絡先 011-204-5159(直通)
- 4 参加資格の審査
- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウに定めるところにより、上記 2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 提出期限

令和元年7月17日(水)午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによること。)

ウ 提出場所

3に同じ

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。
- 5 企画提案説明書等の交付に関する事項
  - ア 交付期間

令和元年7月8日(月)から7月17日(水)まで

なお、3における交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 交付場所

3で交付する。

また、北海道(総合政策部国際局国際課)ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

- 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- (1) 4の資格審査により参加資格を有すると認められる者には、企画提案書の提出要請を行う。
- (2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

# ア 提出期限

令和元年7月26日(金)午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる)

持参の場合は、、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする

ウ 提出部数

8部

### 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

# 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

### 9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途北海道の財務会計法令の規定により契約 手続きを行う。

- 10 その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否

西

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い5件に絞る。 なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

- イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知 企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案内容を選定されなかった者に対 して、その旨を書面により通知する。
- (6) その他
  - ア 企画提案書の作成提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
  - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合はの企画提案は無効とする。
  - ウ 審査結果及び特定者は公表する。
  - エ 詳細は、別紙企画提案説明書等による。